

令和4年第6回水巻町議会 定例会 会議録

令和4年第6回水巻町議会定例会第4回継続会は、令和4年12月16日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	山口秀信	14番	水ノ江晴敏

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 野 村 育 美

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	荒 卷 和 徳	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	手 嶋 圭 吾
総 務 課 長	大 黒 秀 一	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	藤 田 恵 二
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	服 部 達 也
税 務 課 長	植 田 英 次 郎	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	土 岐 和 弘	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和4年12月 定例会
(第6回)

第4回継続会

本会議 会議録

令和4年12月16日

水 卷 町 議 会

令和4年第6回水巻町議会定例会第4回継続会 会議録

令和4年12月16日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、ただいまから令和4年第6回水巻町議会定例会第4回継続会を開きます。

日程第1 各委員会の審査報告について

議長（白石雄二）

日程第1、各委員会の審査報告についてを議題といたします。各議案の採決に先立ちまして、付託しておりました各委員会の委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。はい、住吉議員。

総務財政委員長（住吉浩徳）

12月13日の総務財政委員会において、付託された各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告いたします。

議案第26号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、賛成全員で可決いたしました。

議案第27号 水巻町職員の退職手当に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第28号 水巻町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、賛成多数で可決いたしました。

議案第29号 水巻町地域公共交通会議設置条例の制定については、賛成全員で可決いたしました。

議案第30号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正については、賛成多数で可決いたしました。

議案第31号 水巻町議会議員及び水巻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第36号 不動産貸付賃料滞納者に対する訴えの提起については、賛成全員で可決いたしました。

議案第37号 抵当権設定登記抹消登記手続請求の提起については、賛成全員で可決いたしました。

議案第38号 令和4年度水巻町一般会計補正予算（第5号）については、賛成全員で可決いたしました。

議案第39号 令和4年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、賛成全員で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。はい、津田議員。

文厚産建委員長（津田敏文）

12月12日の文厚産建委員会において、付託された議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告いたします。

議案第32号 水巻町福祉施策推進協議会設置条例の制定については、賛成全員で可決いたしました。

議案第33号 いきいきほーる設置及び管理運営条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第34号 水巻町学校給食費条例の制定については、賛成全員で可決いたしました。

議案第35号 水巻町立小学校に勤務する町費負担教職員の任用等に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第38号 令和4年度水巻町一般会計補正予算（第5号）については、賛成全員で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、各委員会の審査報告を終わります。

日程第2 議案第26号

議 長（白石雄二）

日程第2、議案第26号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 26 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 26 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 3 議案第 27 号

議 長 (白石雄二)

日程第 3、議案第 27 号 水巻町職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありますか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 27 号 水巻町職員の退職手当に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 4 議案第 28 号

議 長 (白石雄二)

日程第 4、議案第 28 号 水巻町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題

といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、岡田議員。

5 番（岡田選子）

5 番、岡田選子です。議案第 28 号 水巻町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、日本共産党を代表して、反対討論を行います。

本議案は、デジタル関連法の中の重要な柱の一つである個人情報保護法が改定されたことにより、全国的な共通ルールの下に一元化され、本町がこれまで設けてきた個人情報保護条例が、強制的にリセットされる内容となっています。

本町の個人情報保護条例の第 1 条の目的には、「個人の権利利益の保護を図ることを目的とする」とあります。個人情報の保護は、個人の尊厳の確保が不可欠であり、基本的人権を擁護することがその目的だと示唆しています。

しかし、全国統一の共通ルールとした新個人情報保護法では、第 1 条目的には、個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人の権利利益の保護は、個人情報の適正かつ効果的な活用や個人情報の有用性に配慮しつつ行うものとしており、個人情報の保護は憲法に基づく基本的人権ではなく、効果的に活用し、情報の有用性に配慮しつつ行うものでよいとしています。

これまで自治体が築いてきた個人情報保護制度を白紙にして、個人情報ファイルを公表し、民間事業者から利用の提案を募集して、個人情報を識別加工して民間事業者の利活用に提供する制度を設けている自治体は、2019 年時点では、まだ 2 県、5 市町に過ぎませんが、この制度を広げることが改定法の共通ルールの狙いとなっています。

また、この改定法では、当分の間は都道府県と政令指定都市のみに匿名加工情報の利活用の提案を義務付けていますが、匿名加工情報の提供は、住民にとっては不安が拭えない側面があります。これを全自治体に広げる可能性もあるのではないのでしょうか。

デジタル改革の名の下に、国や自治体が持つ膨大な個人情報を利活用し、成長戦略に位置づけ、外部提供した企業に AI で分析させ、儲けの種にさせることがその狙いであるデジタル関連法に対し、我が党は、個人のプライバシー侵害、地方自治の侵害、国民生活への影響、利益誘導・官民癒着の拡大といった多くの問題点があるとして反対しました。

よって、我が町の条例を廃止し、国の狙いの下に住民の個人情報提供、また漏洩される危険性をはらむ本条例制定には反対をいたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 28 号 水巻町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 28 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 5 議案第 29 号

議 長（白石雄二）

日程第 5、議案第 29 号 水巻町地域公共交通会議設置条例の制定についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

御異議ありませんので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 29 号 水巻町地域公共交通会議設置条例の制定について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 29 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 6 議案第 30 号

議 長（白石雄二）

日程第 6、議案第 30 号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議ありませんので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、岡田議員。

5 番（岡田選子）

5 番、岡田選子です。議案第 30 号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正について、日本共産党を代表して、反対討論を行います。

本議案は、将来にわたって国民健康保険の安定的な財政運営を行っていくため、県が定める国民健康保険運営方針に基づき策定した「水巻町国民健康保険事業特別会計赤字解消基本計画」の財政シミュレーションに沿って、赤字を解消するための保険税の見直しをするという、つまり国保税増税の議案です。

税率は、県が示す標準保険料率に近づけるように改定するとして、「平等割は平成 31 年度から令和 3 年度に値上げしているので、今回は所得割・均等割を改定する。今後の見通しが立てづらいので、令和 5 年度と 6 年度の 2 か年分の値上げ案とする。」との説明でした。

令和 4 年度は、コロナ禍の町民の暮らしに鑑み、「こんな大変な時期にまで値上げをするのか、値上げは中止すべきだ」との我が党は意見を述べ、値上げ中止の判断がされ、安堵したのも束の間、令和 5 年、6 年度は、所得割・均等割を県の示した標準税率に近づけるとして、早くも今議会に増税の条例案が提出されました。

国保事業が構造的な問題を根本的に抱えていることは、すでに誰もが理解するところであり、国保事業が赤字を生むのは、行政や住民に起因するのではなく、国からの補助金額が減額されてきたことに起因するのは明らかです。

国は、「持続可能な」という言葉で、社会保障費を減らし続けてきました。国保の県統一化を強行し、これまで各自治体が、住民負担をこれ以上増やさないと努力してきた、一般会計からの赤字補填をやめるようにと強制しています。国には、自治体独自が決めた施策に口を出す権限はないはずで

また、国は県統一化に当たり、3700億円財政支援をするとしましたが、その程度の額では焼け石に水です。我が党は1兆円の補助をすれば、誰もが安心してかかれる国保制度になると提言しています。

令和4年度には、コロナ禍の影響により町民の暮らしの厳しさが続いているとして、税率を据え置きました。5年度は、コロナの影響だけでなく物価高騰や円安の進行など、住民の暮らしへの配慮が4年度に増して必要な時ではないでしょうか。今は、税率を改定する適切な時期とは言えないとして、増税をストップしている自治体はたくさんあります。そんな中の本町の、住民の暮らしを無視したような早急な増税案の提案には、反対だけでなく、怒りさえ沸いてきます。

毎日を必死で、ぎりぎりでも苦しみながら生活している住民に心を寄せ、水巻で安心して医療を受け、安全に暮らしていける、国・県の下請け機関ではない水巻町民のための施策がもっと充実するよう、今後も執行部と議論を重ねていくことを述べまして、本議案の反対討論といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第30号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第30号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第7 議案第31号

議 長（白石雄二）

日程第7、議案第31号 水巻町議会議員及び水巻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

異議ありませんので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 31 号 水巻町議会議員及び水巻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 31 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 8 議案第 32 号

議 長 (白石雄二)

日程第 8、議案第 32 号 水巻町福祉施策推進協議会設置条例の制定についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

御異議ありませんので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 32 号 水巻町福祉施策推進協議会設置条例の制定について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 32 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 9 議案第 33 号

議 長（白石雄二）

日程第 9、議案第 33 号 いきいきほ一る設置及び管理運営条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、中山議員。

6 番（中山 恵）

6 番、中山です。議案第 33 号 いきいきほ一る設置及び管理運営条例の一部改正について、日本共産党を代表いたしまして、反対の立場から討論を行います。

電位治療器の廃止のことですが、これまで町内外の方など多くの方が、健康維持や憩いの場として利用されておりました。しかし、新型コロナウイルスの影響により利用したくてもできないということは、皆さん認識されていたはずで

またこの新型コロナウイルスが緩和していけば利用できると、住民の方は楽しみにされていたことではなかったでしょうか。

しかし、利用者の意見も聞かずに、「近隣に温浴施設ができた」という理由は、いかがなものでしょうか。

住民サービスの一環といたしまして、町は利用者の意見、アンケート調査などをしていただきたかったと考え、反対討論といたします。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 33 号 いきいきほ一る設置及び管理運営条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 33 号は、原案のとおり可決いたしま

した。

日程第 10 議案第 34 号

議 長（白石雄二）

日程第 10、議案第 34 号 水巻町学校給食費条例の制定についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありますか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 34 号 水巻町学校給食費条例の制定について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 34 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 11 議案第 35 号

議 長（白石雄二）

日程第 11、議案第 35 号 水巻町立小学校に勤務する町費負担教職員の任用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 35 号 水巻町立小学校に勤務する町費負担教職員の任用等に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 35 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 12 議案第 36 号

議 長 (白石雄二)

日程第 12、議案第 36 号 不動産貸付賃料滞納者に対する訴えの提起についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 36 号 不動産貸付賃料滞納者に対する訴えの提起について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 36 号は、原案のとおり可決いたしま

した。

日程第 13 議案第 37 号

議 長（白石雄二）

日程第 13、議案第 37 号 抵当権設定登記抹消登記手続請求の提起についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 37 号 抵当権設定登記抹消登記手続請求の提起について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 37 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 14 議案第 38 号

議 長（白石雄二）

日程第 14、議案第 38 号 令和 4 年度水巻町一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、関係の各常任委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、関係の各常任委員長の報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議ありませんので、質疑に移ります。関係の各常任委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、中山議員。

6 番（中山 恵）

6 番、中山です。議案第 38 号 令和 4 年度水巻町一般会計補正予算（第 5 号）について、日本共産党を代表いたしまして、反対の立場から討論を行います。

本補正予算の中で、電位治療器廃止の件ですが、これは、既にプリペイドカードの返金の経費が予算されていることに関しまして、住民の声をもっと聴くべきではなかったのではないかと考えております。

よって、私ども日本共産党といたしましては、この補正予算について、反対といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 38 号 令和 4 年度水巻町一般会計補正予算（第 5 号）について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 38 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 15 議案第 39 号

議 長（白石雄二）

日程第 15、議案第 39 号 令和 4 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。お諮りします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

－ 意見なし －

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 39 号 令和 4 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 39 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 16 意見書第 11 号

議 長（白石雄二）

日程第 16、意見書第 11 号 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書についてを議題といたします。水ノ江議員に提案理由の説明を求めます。水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

意見書第 11 号 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書について、地方自治法第 99 条の規定により、財務大臣、厚生労働大臣に対し、別紙のとおり提出するものです。

提出賛成者は、松野議員、久保田議員であります。

内容は、お手元に配付いたしておりますとおりでございますので、よろしく御審議の上、全員の御賛同をお願い申し上げます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

－ 質疑なし －

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

－ 意見なし －

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第 11 号 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、意見書第 11 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 17 意見書第 12 号

議長（白石雄二）

日程第 17、意見書第 12 号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書についてを議題といたします。松野議員に提案理由の説明を求めます。はい、松野議員。

12 番（松野俊子）

12 番、松野です。提案理由の説明をいたします。

意見書第 12 号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書について。

身体障がい者と精神障がい者の定義は、法律に規定されていますが、知的障がい者の定義は規定されておられません。そのため、自治体によって知的障がいの程度区分や、判定機関のボーダーラインに違いがあるため、知的障がい者に対する福祉サービスに差が生じております。

よって、政府には、国際的な知的障がい者の定義や自治体の負担等も踏まえた、判定方法や基準の在り方の検討を踏まえて、知的障がい行政、手帳制度を、国の法律による全国共通の施策として展開することを強く求めるものです。

地方自治法第 99 条の規定により、厚生労働大臣に対し、別紙のとおり提出するものです。

提出賛成者は、久保田議員、水ノ江議員であります。

内容は、お手元に配付いたしておりますとおりでございますので、よろしく御審議の上、全員の御賛同をお願い申し上げます。

議長（白石雄二）

松野議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第 12 号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、意見書第 12 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 18 意見書第 13 号

議長（白石雄二）

日程第 18、意見書第 13 号 全国一律最低賃金制度を求める意見書についてを議題といたします。中山議員に提案理由の説明を求めます。中山議員。

6 番（中山 恵）

6 番、中山です。

意見書第 13 号 全国一律最低賃金制度を求める意見書について、地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長に対し、別紙のとおり提出するものです。

提出賛成者は岡田議員であります。

内容は、お手元に配付いたしておりますとおりでございますので、よろしく御審議の上、全員の御賛同をお願い申し上げます。

議長（白石雄二）

中山議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第 13 号 全国一律最低賃金制度を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第 13 号は、否決いたしました。

日程第 19 意見書第 14 号

議長（白石雄二）

日程第 19、意見書第 14 号 世界平和統一家庭連合（旧統一協会）と政界との関係断ち切りを求める意見書についてを議題といたします。岡田議員に提案理由の説明を求めます。はい、岡

田議員。

5 番（岡田選子）

5 番、岡田選子です。

意見書第 14 号 世界平和統一家庭連合（旧統一協会）と政界との関係断ち切りを求める意見書につきまして、提案説明をさせていただきます。

安倍晋三元総理への銃撃死事件を発端にして、旧統一教会と保守自民党はもとより、野党の一部にまでその関係性が明らかとなりました。政権党である自民党は、その関係性の根深さから、当初は政党としての関係について否定をしていましたが、次々と明らかとなる個々の議員の関係性の事実の前に、渋々ではありますが、対応を迫られることとなりました。

本来ならば党を挙げて、外部の有識者を含めての全面的な調査や、何より関係の中心にいたとされる安倍元総理について、徹底的に調査すべきでしたが、残念ながら自民党はこれを避け、また、その他の議員についても、あくまでも議員個人に対する点検という形を取り、結果的には、その後も次々と新たな関係者が現れるという結果となっています。

統一教会と自民党の関係を、宗教問題一般に置き換えようとする向きもありますが、事は反社会的組織に対する公党としての付き合い方の問題です。これがもし暴力団としたなら、こうした言い訳は通用しないでしょう。即、その対応が迫られるところです。

この統一教会が、靈感商法や闇献金といった反社会的行為と同時に、日本は韓国の属国であるという、日本の国としての主権に関する問題が、その協議には内在しています。旧統一教会は、日本に関係した属国扱いの部分等について、隠して近づいてきたとの報道もなされております。

これ以上の被害者を生み出さないためにも、また、国としての尊厳を守る上からも、徹底的な調査と関係の断ち切りを強く求めたいと、国に対して意見書を上げたいと考えております。

地方自治法第 99 条の規定に基づきまして、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長に対して、この意見書を提出いたします。

賛同者は中山恵議員でございます。

ぜひ議員各位の御賛同をいただけますように、よろしく願いいたします

議 長（白石雄二）

岡田議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第 14 号 世界平和統一家庭連合（旧統一協会）と政界との関係断ち切りを求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第 14 号は、否決いたしました。

日程第 20 委員会報告について

議 長（白石雄二）

日程第 20、委員会報告について。去る 9 月定例会以降の各委員会において、審査、調査、研究された事項につき、各委員長より報告を求めます。総務財政委員長。住吉議員。

総務財政委員長（住吉浩徳）

御報告することはありません。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。はい、津田議員。

文厚産建委員長（津田敏文）

御報告することはありません。

議 長（白石雄二）

議会運営委員長。はい、入江議員。

議会運営委員長（入江 弘）

御報告することはありません。

議 長（白石雄二）

各委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。

日程第 21 議員の派遣について

議 長（白石雄二）

日程第 21、議員の派遣についてを議題といたします。水巻町議会会議規則第 126 条の規定に

より、お手元に配付の資料のとおり、議員の派遣についてを、報告いたします。

日程第 22 閉会中の継続審査について

議 長（白石雄二）

日程第 22、閉会中の継続審査についてを議題といたします。本案は各委員長から申出のあった事項でありますので、原案のとおり可決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

以上で、今期定例会の日程が全部終わりましたので、令和 4 年第 6 回水巻町議会定例会を閉会いたします。

午前 10 時 48 分 閉会